

來の寶物の中に、出石桿一枚とありて、又その一書に出石槍などある、みな是なり。今もたまたま發掘し、弄石家にもてるものもあつて、形式一様ならず。

また木にて製造るもの多く、杠谷樹を材とす、これを比比良岐乃也比呂保古といふ。古事記に見えたるを、同傳卷廿七即ち比比羅木之八尋矛の條に宣長翁いへらく、上代の矛は鉢刃あるものののみに非す、木の限りなるもありし。此比比羅木の矛も然なり。(若鉢刃ありて、其柄の比比羅木ならんには、柄の材の名を矛の名に負べき由なきを思へ)續日本紀十八に、桿削といふ工も見え、又古書どもに、鉢字を多く木偏に易へて、桿を作るも木矛の多かりし故と思はる。桿の字には富許の義はなし、ホコには此方にて用る字なり。さて漢國にても槍、殳などは刃はなくして木もて作れるもの也。されば古の木矛は、今の世に捧といふ物の類にぞ有けむ。但し鉢刃のあるも、木の限りなるも、其形はさまざまありと思しくて廣矛など云名も見えたり。八尋といふは甚長き由なりと見え、續日本紀卷二大寶二年春正月丙子の條に、造宮職献杠谷樹長八尋、と見えたるも、杠谷樹の長八尋なるを桿に作りて、献りしなるべし、長八尋とのみあれども、八尋桿根といふを略呼せしならん。又同卷同年夏四月丁未の條に、從七

位下秦忌寸廣庭、獻杠谷樹八尋桿根、遣使者奉于伊勢大神宮。と見ゆるなどを恩へば藤原氏專權時代にいたりても、なほ杠谷樹の桿を使用ひしものなるべし。

以上刀劍鉢の上代に見ゆるものより、概略にその一端を述べて階梯にそなふ。委しき解説は、一朝夕の盡すべきにあらず、これも前回甲冑篇にものしつる書類圖様に參照して、よく心得べきものとす。

わが國は、太古即ち神代より、刀劍弓箭は、上にもいふが如く第一の要具なる實際、次下の正史古歌にも見えて、後には尚武のこのわが大道をゆみやとるみちとも、ゆみやの道などいひ、又轉じて弓馬のみちなどいひき、蓋し中古以來の語なり。

まづ弓は、倭名鈔云、弓、四聲宇苑云、弓音與絃所以遣箭之器也と見え、日本書紀神代卷上に、日神本知素戔鳴尊有武健陵物之意、中略躬帶十握劍、九握劍、八握劍、又背上負載臂著稜威高鞆手握弓箭、親迎防禦と見え、綏靖天皇紀に、使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津真浦造真鹿鎧、矢部作箭、また垂仁天皇紀廿七年八月條に、弓矢及横刀納諸神之社、などもあり、續日本紀慶雲元年四月の條に、以信濃國獻弓一千四百張充太宰府とも見えたり。また萬葉集にも、鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎喚賜ハシタマ千磐破人乎和爲跡不奉

仕國乎治跡、皇子隨任賜者大御身爾太刀取帶之大御手爾弓取持之御軍士乎。なども
みゆ生弓矢といふ事は、上の生太刀といふ條にもかゝげし如く、古事記大國主神の
段に見ゆ、また古事記に、天忍日命、天津久米命二人、取持天之波士弓、手狹天之眞鹿兒
矢と見えたるを、日本書記神代下卷に、天忍日命、帥天津大來目、背負天磐戉、臂着稜威
高鞆、手捉天権弓、天羽羽矢及副持八目鳴鉤云々と見え、なほ古事記に、麻迦古弓天之
波波矢といふ稱も見ゆ、釋日本紀に、私記を引て、問此弓矢其體如何、答其義未詳、但或
說云、採天香山之権木造弓故謂之天鹿兒弓云々、謂羽羽矢者以鳥羽波久矢也。などあ
り、猶この弓矢の稱意說々あり、また萬葉集に御執乃梓弓之奈加弭乃音爲奈利、とあ
るミトラシは、手にて取らします弓といふ意味なり。又同書に手東弓手爾取持而と
あるも、只手握といふ意味なり、といへり、或は丸木弓、梓弓、檀弓櫻弓など、其材料もて
名づくるもの、諸書に散見して枚舉の違あらず、又此他その裝飾によりて赤漆弓、黒
漆弓、蒔繪弓の類、或は重藤とて、藤にて弓體をまくものにも種々の名稱あり、權卷、革
卷あり、すべて此類は中むかしの軍記物語等に見えて、此他數ふるものいと繁多なれ
ば大かた省略に從ふ。

弦は弓に張て箭を遣るものなり、倭名鈔云、弦說文云、弦由美都流向弓弩弦也と見え、萬
葉集に、梓弓末之腹野爾鷹田爲君之弓食之將絕跡念龜屋モロトモセとあり、又日本書記雄畧帝
條に、於婆婆水門合戰、而射蝦夷等、或踊或伏、能避脫箭、終不可射、是以尾代空彈弓弦於
海濱上、射死踊者伏者二隊ともみゆ、これらにて弦の必要はよく明かなり、宇佐由豆
留モロといふ稱あり、日本書記神功皇后條に、時武内宿禰令三軍悉令椎結、因以號令曰、各
儲弦藏千髮中且佩木刀と見え、古事記には、令云、息長帶日賣命者既崩、故無可更戰、即
絶弓弦、欺陽蹄服、於是其將軍既信詐、弭弓藏兵、爾自頭髮中採出設弦。二云、宇佐由豆留モロ
更張追擊とあり、思ひ合すべし、また都良緒ともいひしは、萬葉集に梓弓都良緒取波
氣引人者後心乎知人曾引とあるにて知らる、なほ名稱あれども弓に准知べし。
鞆といふもの古くは使用ひしを後世は亡し、弓の條に稜威高鞆といへるこれなり、
倭名鈔云、鞍、蔣、劔切韁云、鞍アサヒ早、和名止毛、楊氏淡雅抄、日本紀
拾今案即韁拾名、遂也、體引矢圖云、遂、臂、鞍以朱韁爲之、とあり、日本書紀應神帝條に、
初天皇在孕、而天神地祇授三韓、既產之、安生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝之負鞆、
故釋其名謂譽田天皇上古時俗、號鞆、また萬葉集云、大夫之鞆音爲奈利云々、また延喜

式内藏察部に、梓弓一張、矢四具鞘一枚、また内宮長曆送官符に云、鞘貳拾肆枚、以鹿皮縫之。黑漆以胡粉畫之、各納袋、着緒一處、用紫革、長一尺七寸廣二分などもあるにて、其この物の大體を知るべし。土偶に鞘を手にかけしものあり、又後世の時代ながら、年中行事繪卷の中に左手に鞘をかけて弓射る圖あり、往見すべし。此他彌といふものもあり、後世のものながら、中古以來多くもちむし所にて、章製のものなり、又決拾ともいひき弾及び鞘袋鞘緒などの事は、倭名鈔延喜式等にも出たれど、さのみはとてこゝには略く。

矢は、弓に相對する要具なること、人皆知る所の如し。倭名鈔云、箭、釋名云、笑、音天和、また日本書紀綏靖帝の卷に云、十一月云々、乃使弓部稚彦造弓云々、矢部作箭、及弓矢既成、神淳名川耳尊欲以射殺手研耳命と見え、延喜式、伊勢大神宮の條に箭七百六十隻羽^{長二尺四寸、鐵鋒}箭^以之^作之^以雜丹漆^箙之^以、また天羽羽矢、天眞鹿兒矢などの事は、弓の條にいへり、なほ天加久矢といふ名、古事記に見ゆ、天若日子、持天神所賜天之波士弓、矢之加久矢、射殺其雉とある恐くは眞鹿兒矢と同じ物にや。また日本書記、神功皇后卷に、菟區^{ツクシ}喰彌^ミ末利柳^{スリヤマ}塙^{タカ}多具倍^{ダクベ}といふ名も見ゆ、釋日本紀に、私記を引て、師說曾矢也、稱末利矢者、甲

胄之間爾伊禮加久須也、今世古津萬伽岐すとあり、また古事記に、輕箇、穴穂箭といふあり、同物を日本書紀には、穴穂括箭、輕括箭始起于此時也とも見ゆ、こは皆輕太子、穴御子に係る名なり。箇^かは倭名鈔云、箭、釋名云、笑、其體曰箇^{音幹}、夜旁^{ナガミ}曰羽聲^{音去}とも見え、箇^かにも種々の名稱あり、筈^はは倭名鈔云、唐韻云、筈^{古活反}須箭受弦處也とありて、この筈も種々の名稱あり、大鏡には水晶の筈もみえ、太平記には、白磨の銀筈といふもあり、箭に羽ある事上にいふが如し、この羽にも種々あり、皆中古の記錄、戰記等に多く見えたる、枚舉に遑あらず。なほ箭の全體にわたるもの、倭名鈔には、箭、釋名云、笑、音矢^矢、其體曰箇^{音幹}、夜旁^{ナガミ}曰羽、其足^{音脚}曰鏑^{音或謂之鏃}、千葉^{楚角}、夜佐^利、俗云^利、唐韻云、筈^{古活反}須箭受弦處也とあり、上にも其名稱ごとに引出て、重複すれども、ざらにこゝに全文を擧ぐ、上にいふ所の鏑^{音ねね}にも、なほ種々ある事、戰記類に多くみゆ。また古事記に八十神怒欲殺大蛇牟遲神、共議而亦鳴鏑^{音かよを}射入大野之中、中略其鳴鏑所落之地、謂^音訶夫羅前^{ハラハラ}也、と見え、八目鏑は、倭名鈔云、鳴箭、漢書音義云、鳴鏑如今之鳴箭也、日本紀私記云、八目鏑加布良^{ナガフミ}ともあり、その日本紀とは、神代卷に手捉天権弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑^{ハラハラ}といへるものなり、征矢といふは、軍防令云、凡兵士云々、每人弓一張、弓弦袋

一口、副弦二條、征矢五十隻、胡籠一具など見え、續日本紀、延暦十年十月の條、仰東海東山ニ道諸國令作、征箭三萬四千五百餘具、とある以下、これも諸書に見えてめづらしからず。載は倭名鈔云、載、釋名云、歩人所帶曰載、初名山岐反和以箭又其中也、とありて、日本書紀推古帝十一年十一月、皇太子請干天皇以作大楯及載とも、また萬葉集にも大伴之名負載、カタキセ而などもありて、この韁も種々の名あり、古事記に天之石韁あり、日本書紀に帶金韁ともいへり、また倭名鈔云、籠周禮注、籠、夜奈久比音眼々名盛矢器也、唐令用胡籠二字、唐韻云、胡籠、胡鹿音箭室也とありて、籠、故籠とも通じて使用ひ來たる書類いと多し。さて兩様ともに、種々の名稱をかけていへり。

中古以來は、故實をとなふる事、この弓箭ともに甚だ繁多なれど、今は其類は省畧きて、多く學術に與る由來をむねとして、其概略をかゝぐ、猶本書に就くべし。

輿車　其一

輿といひ、車といふものは、上古時代に於て、これを乗り初めつといふ事、詳かに知るべからぬと、字面に見えたる。まづ日本書紀の神武天皇の條三十一年四月の下に、皇輿巡幸とあり、また同紀の仁天皇の條、十五年八月の下に、竹野媛といふ人、葛野にいたりて、自墮輿而死ともあり。また應神天皇御輿、久承の元年七月にいたりて、燒亡せし子細の事、東鑑に見えたるなど、これらは凡そ文飾に出たるかも知るべからず、又當昔のことをいふ文中に、繼輿、或は乘輿などいふ字も所々に見えたり。

車も日本書紀の所々に車輿とつけたる文見えたるを、雄略天皇の條、五年二月の下に、天皇乃輿皇后上車跡といふ字見え、また姓氏錄車持公の條に、雄略天皇御世、供進乘輿仍賜姓車持公とも見えたれば、この車の事はたしかにおぼゆ。されど當時始て車をいとなみ造りしにはあらず、其諸書に參取して、これより以前にありしは明かなり。また日本書紀清寧天皇の條、三年正月の下に、億計弘計の皇子の君たちを、青蓋車にて迎へ奉るよし見えたる、この青蓋車も亦例の文飾なり。同紀孝德天皇の條、

大化三年に十三階の冠を定めらるゝ其六を黒冠といふもの、大小二階ありて、大黒冠の縁を車形錦といふ織文を以て、つゝむ事見えたるなどを併せ考ふれば、輿車ともに古くありし事なるべけれど、其製作の精粗はもとより、知る事難し、中古このかた天皇陛下は御輿及び腰輿にも乗御し給ひ、その御輿を鳳輿といふ事なるを、牛車といふものは勿論、輿といふものをも、供御奉る事なし。或云、こは孝德天皇及び天智また文武などの帝代ごろよりの事ならんといへれど、體に其始詳かにしがたし。延喜式にいたりて、その製造を記されたり、内匠式にいふ、御輿一具、長一丈四尺、廣三尺一寸、柱高四尺八寸、斗内長三寸、廣三尺二寸、脚高六寸、障子一枚、一枚長五尺、高二尺、一枚高四尺三寸、廣三尺五寸、二枚各高三尺二寸、廣九寸、蓋一枚、長六尺、廣五尺四寸、(長桁)并梁脚等料、五六寸、桁二枚、壁代并平帖東柱等料、步板二枚料、簾子二枚枚桁并葱花等料、櫬十三枚云々などあり、また御腰輿一具、云々また腰車一具、云々また牛車一具、云々などつらね擧げたるに、御輿、御腰輿等に、みな御の字をつけ、腰車、牛車等には、御の字なきを見ても供御には輿に限るべき御制度を心得べし。

然るに文武天皇、大寶の令制職員令中の主殿寮の條に、頭一人掌供御輿輿、織笠蓋扇

云々事とあるを見れば、なほ供御にも輿あるが如くなれど、こはわが孝德天皇御代、かの隋唐の制度をまなばせ給ひ、特にこの令制は、唐令に據らせ給ひしかば、すべての文章も名稱も、その實には拘はらず、かのものをそのままにうつされたる御事なるが故に、この輿輿の字も、なほ唐令の文のまゝなるを察し奉るべし。さて其大唐六典を始めて、唐書に記載せる所の輿といふもの、即ち本朝の御輿にあたり、輿といふものは、却つて御腰輿にあたれるを明らかべし。この意味を以て、御輿を輿とかきしことつねにあり、續人本後記嘉祥三年正月の條に、天皇即登殿、至御簾前、北面而跪、干時寄^フ鳳輿於殿階、天皇下殿御輿而出、とある。この鳳輿、また輿もみな御輿の事なり。さればこれより以下の雜史、日紀、家乘にも、輿輿、鳳輿、或は鳳御輿、またたゞ輿などしるされて、輿とのみかけるは、却つてまれに見る所となれり、よく心得べし。其雜史、日記の類、こゝに概略要領をつみて、書目を舉むには、まず扶桑略記仁和三年十一月の條、村上天皇御記、天德四年十二月の條、西宮記、朝拜の條、北山抄、大嘗會御禊の條、小右記長和二年九月の條、江家次第大嘗會の條などに見えたる所の名稱なり。

さて天皇陛下は、至尊にましまずからに、車には乘御し給はず、その御輿といふもの

は、特に重く用ゐさせ給ひて、至尊の外には、古く皇后宮及び齋王また御敬神の餘り服御に准せらるゝ御例なりき。皇后宮の御事は、三代實錄の貞觀三年二月の條下に、しるされ、また西宮記皇后行啓の條にも見えたり。齋王の御事は、官曹書類に、古符案の養老五年九月十一日の文を引き、また三代實錄元慶五年正月の條、また貞觀儀式賀茂祭の條等に見えたり。されば太上天皇の尊貴にあはしますすら、御輿を辭し給ひし事、類聚國史の淳和天皇弘仁十四年九月の條に有、司令設御輿及仗衛、太上天皇辭而不受、皇帝再三苦請、太上皇帝固辭、遂騎御馬、無前驅并兵仗とあるを見るべし。

和名聚類抄云、四聲字苑云、輦輶音餘字或作輶古之、輶力展反天、爲輶輪入挽所行也と見え、輦も同抄云、周禮法云、后居宮中縱容所乘謂之輦久留万、在車下輿與相連縛者也と見え、輦は本朝にては、宮城門よりのるものとす、また腰車ともいふ、轍を腰のほどにあてゝ、手を持そへて引く故に、かくもいへるなり、其用度延喜の内匠式に見えたり。

皇太子晴の儀は、輦車なりし事、文德實錄嘉祥三年三月の條に、皇太子下殿御宜陽殿東庭休處云々、須曳駕輦移御東宮雅院と見え、延喜儀式釋尊の條に、春宮坊設皇太子座於堂東北、皇太子於東門外輦即入廂門外堂拜先聖先師とも見え、また醍醐天皇御記、延喜九年二月廿一日、皇太子朝覲の時の文、至清涼殿北擔下輦候息所直曹なども見ゆ。又親王大臣など、特恩を以て許されて、輦にのらるゝ事あり、されど男は宮城門より、宮門までの間をのる事にして、禁内はのらざりし事、西宮記に委しく見ゆ。至尊の乗御し給ふ所の輿を鳳輦といふは、有職抄云、鳳輦ハ、朝覲、遷幸等ノ晴ノ時ニ乘御、凡行幸ニハ、大畧鳳輦ナリ、其體金鳳御輿ノ上ニ立ナリ、諸社ノ行幸ニハ、葱花ヲ用ヒラルレ共、春日、日吉ノ行幸ニハ、鳳輿ナリ、嘉祐四年三月廿八日、此日初度春日行幸ナリ、御輿鳳輦先例ノヨシ、光明峯寺ノ日記ニ見エタリ、とあるにて明かなり。

百練抄寛喜元年八月廿五日、御方違行峯也、還御之間、於錦小路大宮邊御輿鳳落地後、日有沙汰裝東進意狀といふ事もみえ、中右記、永久二年八月三日の條に、今夕依欲有行幸令裝東御輿之處、已鳳輦也、竊招大夫史盛仲云、如此時多用葱花而鳳輦也、如何、大夫史答云、尤可然仍尋葱花御輿之處、今月下旬、依可有賀茂八幡行幸爲修理於行事所成彩色、仍令裝東鳳輦也、但只取遣葱花許、暫取置鳳形、假居葱花之間、行幸今日延引來八日可有之由被仰下也、といふ事もあり、又小右記にも、鳳輿は節會及び元三日行幸に供し、臨時の行幸には、葱花を供する事を記されたり、思ひ合すべし。

鳳輦に掛綱あり、又かづき奉る棒木縦横にいと多く組たがへ、これを肩にのす、又雨天の時、^笠雨皮をかくるなどの事どもあり、羽林秘抄に、御輿長打懸雨皮左右將以弓出。鳳形、出了返綱弓於隨身、取雨皮角々ヲ引ヒロゲテ、御輿ノ四方ニ雨皮ノ輪奈ヲ入件ノ輪奈、近代無之、仍只引覆フバカリ也、次御輿長懸綱ヲ打懸御輿上右左各一筋、左右將共取綱末結付前陣之界柄内方(引廻片鑑ニ結フ也)、或人云、簷ノ際ヨリマスグニ引渡シタルハ、見目ノ惡キ事也、簷ヨリ小シ引ノケテ、下ヒロゴリニ結付タル、シタタカニ見ユル也、御輿ノ簷ノ上ヲ引亘シテ左右又結付後陣之界柄、次御輿長覆傍之雨皮、左右將取件、雨皮之左右、自後引廻之、當御輿前結之筵二枚、覆上鳳形葱花出之筵二枚ヲ引違ヘテ、以糸縫之、但近代以長竹針差之云々此上覆雨皮但縫目ヲ綻シテ、タチテ鳳形葱花等ヲ出ス也、角正面各一帖懸之、此上懸赤綱、御輿帳結付之、於御前方者如帳帷、以赤綱柱結付也、風雨密時不然其下輿戸上以赤綱引廻結之、常休息之時暮床上御輿上案之、奉社兩皮之時、平敷之上案御輿蓋雨皮爲易奉仕也、なども見ゆ、また御雨皮針長七寸、廣三分、下厚一分、可指覈筵之針也、長五寸、廣厚同前、廻雨皮針可指簷下之時、用此針出鳳綻一尺四五寸闊也、乳緒アリ、小緒ヲ付ク、廻雨皮長五尺五寸、十二幅、色同

上(淺黃色なる事上にいへり)横一丈五尺八寸、乳緒ニ小緒ヲ付ク、懸綱(蘇芳)如御輿綱、寸法可尋、腰綱同之、或私記云、二丈五尺云々、宗行卿記也、これらにて、御鳳輦の概略を心得、さて本文に就て、その原書の前後の文意を味ひなどせば、大かた明かに察知せられん、またこの御鳳輦の眞物は、こゝの上野公園内なる、帝室博物館歴史部に、宮内省の御出品として陳列せられたれば、容易にこれを拜觀し得らるべし、それこれ考へ合せられむとを望む。

上條の文中に略^ミまじへたる葱花輦もなほ供御のものなる事、鳳輦につづける上文にて明かならん、蓋し鳳の形、御輿の屋上にとゞまれるを鳳輦といふが如く、この華輦も、屋上に葱の花の形いはゆる寶珠といふものに似たるをあけるその形容によりて此名稱ありと心得べし、西宮記八省行幸の條に、神事之時、供奉人不着靴、不稱警蹕、無鈴奏御華輦即位朝拜御鳳輦、大嘗會同之と見えたり、また有職抄に云、葱花ハ神事ノ時之ヲ用ヒラル、即位ノ由ノ奉幣ノ行幸、必葱花ヲ用ヒラル、大内裏ノ時ハ、建禮門ニ行幸アリテ行ハル、後三條院治暦四年、建禮門ナキニヨリテ、神祇官ニ行幸ナルナリ。又神事ニアラズ尋

常ノ行幸ニモ、粗ボ例アリ、春日、日吉ノ外、諸社ノ行幸勿論葱花ナリ、其體葱花ノ形ヲ
金ニテ打チテ、御輿ノ上ニ居ルナリ、永久二年十一月十四日、八幡行幸葱花同月十八
日加茂行幸、同ク葱腰ニ乘御アリ、と見え、この他李部王記、天暦蔚年正月八日、御齋會
の時、小右記長和五年六月二日の條、長秋記大治四年四月廿五日の條等に、みな葱花
に乘御のよし見えたり。

また供御の御腰輿あり、貞觀儀式御禊行幸條に云、左右近衛府、左右各騎陣十人、步陣
十人腰輿在其間、蒼蓋、紫蓋次之と見ゆ、また延喜内匠式に、製造の事をあげて、御腰輿
一具、柵長一丈四尺、廣二尺九寸、脚高五寸、柵脚料、簾子一枚、平帖束柱料、步板一枚、鳥居
高闌料、檜博一材、と見えたり。また名和類聚抄云、腰輿唐令云、行障六具、分左右夾車其
次腰輿(和名太古之)とあり、有職抄に云、腰輿大嘗會御禊行幸、太政官ヨリ河原ノ頓宮
マデハ鳳輦ニテ、御膳ノ幄ヨリ、腰輿ニ乘御ス、此外宮中ノ間ニテ、御方達ノ行幸、或ハ
火事地震ナドノ俄ノ行幸ニ、乘御アリト見エ侍ルナリ。○御方達腰輿、文治二年十一
月十六日雨降、御方達トシテ、近衛府廳屋ヘ行幸、官廳輿ヲ儲ク、然ルニ源大納言通親
甚雨ノ間然ルベカラザル由下知ヲ加フ、依テ更ニ鳳輦ヲ儲ク、凡甚雨ノ日腰輿ヲ用

フル例ナシト云フ。○内裏焼亡、永久二年八月三日、大炊ノ内裏焼亡、主上腰輿ニ駕シ
テ、院御所ニ遷御、同四年八月十七日、内裏焼亡主上腰輿ニ乘御シテ、院御所に遷御。○
地震元暦二年七月九日、午上刻大地震アリ、天下ノ諸人家ヲ離レテ外ニ出ル、主上腰
輿ニ駕シテ、中島ニ遷御。○大衆蜂起安元三年四月十四日、或記ニ云、山ノ騒動ニヨリ
テ、大衆下落スベシト云ヒ、仍テ主上去夜ヨリ、腰輿ニ駕シテ、院御所ニ渡御ト云フ。な
ど見えたるを以て心得べし、なほ諸家乗日記類にも多くみゆれど、大かたは省略す。
永正年間行事行官賢注進に、

注進 腰輿御修理之事

御蓋	代一百文	四方手崎金物釣柄朽損之間可鐵伏歟
葱花	代三百文	金薄以漆置之
雨皮	代三百文	生平絹雨面水色長八尺歟六幅
綾綢疊	代八百文	錦 四方二重縁
東京錦御茵	代二貫五百文	
加良美緋組	代一貫文	

油單並張筵 代八百文

木丸總藻アリニ 四方ニ 代八百文

金物所々 代三貫文

柱 四本 代五貫文

吳床 代一貫文

物塗 代三貫八百文

表裏筵 代三百文

已上十八貫八百文

覆張可被用古物之間不注申

右爲折中注進如件

永正十二對六月日 行事官左史生宗岡行賢上

これらの注進品目を見ても其概略を知るべし特に此御腰輿といふものも、帝室博物館歴史部に陳列せられたれば、これらの本文に参照して、よく心得らるべし。至尊にましまさずして、臣下及び僧綱などの乗るに、屋形輿あり、玉海治承四年六月

二日都移しの條に、入道相國鶴屋形輿といふ事見え、同治承四年六月十四日、高屋形輿借用大納言也、輿昇十二人といふ事も見ゆ、また西宮記御佛名の條に、昌泰元年御導師依老鼈肩輿參と見え、平定家朝臣記、康平四年九月、平等院御塔供養の條に、導師前大僧正明尊、乘肩輿云々、此他にも一二書に見えたれど、上の屋形輿及び肩輿とも、其製作方詳かならず。○手輿といふあり、大鏡に、道長公山へ戒壇にのぼらせ給ひける程こそ、入道殿はえ見奉らせ給はざりけれ、御自からは、本意なくかたはら痛しとおぼしなりけり、座主のたごしにのりて、かいさせつてのぼり給ひける。と見え、中右記天永二年二月、院令參詣八幡給於廓前門下令乘手輿御、鶴輿丁昇之とあり、台記久壽二年八月の條、玉海治承四年十二月の條などにも、手輿見ゆ、以下の家乘にも屢見えたれども、さのみはとて省略す。○四方輿は、蛙抄に云、四方輿、間事、上皇、攝關、大臣以下、公卿、僧綱等、遠所之時、乘用之、直衣、衣冠、淨衣、狩衣、時皆乘之、棟之體、眞俗相替、俗ハ庵形、僧ハ如兩肩、其外無差異、表張綱代、青地黄の文小八葉也、下張白紙、四方ニ懸簾例青簾、草緒也、力者一手昇之(着白直垂、眞俗同也)、一手ト號スル六人也、前后各三人昇之、三人之内、中央ハ如常、懸綱於肩昇之、其左右兩人は、只取長柄也、前後共同之、遠所ノ時ハ、

二手モ三手モ可召具也、一手ノ外ハ、只輿ノ前後ニ走行也、俗僧同之、長途之間、相替昇之、と見ゆ、また門室有職抄云、輿下事、四方輿ニハ、自傍下乗左右任意若自傍無便ハ、自前可下之、四方輿ノ籠ヲハ、前ヘ一面揚之、三面ハ人相過之時下ス、有煩故也云々、とも見えたり。此四方輿、諸記録、家乘の類に多く出たり、之を省く。○綱代輿、棟立輿、後愚昧記に云、永和三年八月廿九日、若宮御方渡御申刻許、三品(主上御母儀)爲御迎來臨用綱代輿、力者六人昇之懸下籠也、下坐三人(直垂重大帷)具之可爲車歟、如何不得意事也、と見え、建内記、永享三年三月室町殿、今日渡御一條大宮素玉房庵室也、自彼庵御乗移綱代輿、云々、また康富記嘉吉二年八月廿二日、畠山左衛門督入道管領職出仕始の時、綱代輿に乗り、騎馬十人召連る事見えたり。○袖輿あり、満濟准后記、正長二年三月の條に、聖護院准后袖輿に乗ること見え、また自からも、院參に着、裘袋乘袖輿よし見えたり。○張輿あり、山槐記に治承四年五月、高倉宮乘張藍摺輿などみゆ。又海人藻芥に、四方輿、僧俗皆用之、手輿、腰輿、是者或社中用之、張輿僧俗一向内々時用之、駕柄輿、是者田舎等用之、當時板輿ト云モノナリとある、簡短に能く解きたり。○片庇四方輿あり、日吉社

室町殿參詣記に、應永九年九月十一日、室町殿准三后從一位前左大臣征夷大將軍源義濟公、辰上刻御片庇ヲ出ス四方輿、御狩衣直衣と見ゆ。○塗輿あり、鎌倉年中行事に、正月廿九日、雪下今宮へ御參詣、直ニ瀬戸ノ三島大明神へ御社參、御先ニ御劍云々、公方様御輿、赤漆御單物也、又、満濟准后記に、正長二年九月廿二日、室町殿御下向云々、管領已下大名主人塗輿馬騎濟々供奉、ともあり。常照愚草に云、ぬりこしの御免の事、三職不及御免其外國持拜大名など、乗つけられ候、家々代替の時、御免を申され候なり、入道は不及御免、山候へども、いかに候や、赤漆にもこき赤うるしくり色など次第有之事也ともあり。○籠輿あり、太平記主上御没落笠置事の條に、俄ノ事ニテ、綱代輿ダニナカリケレバ、張輿ノアヤシゲナルニ云々、先一宮中務卿親王云々、實尊都合六十一人、其所從眷屬共ニ至ルマデハ、計ルニ不遑、或ハ籠輿ニ被召、或ハ傳馬ニ乗ラレテ、白晝ニ京都へ入り給ヒケレバ、とあるを按へば、今もいふかごといふ物に近き製作ならん。鹿苑院殿嚴島詣記にも、康應元年三月十一日、御社奉し拜ませ給ひて、御前の濱の鳥居のほとりより、がごにて御船にうつらせ給へり、とも見えたる、即ちかごとのみもあるを以て明なるべし。○乗物といふは、其もと輿及び車などを始め、すべて

人ののるべき物、即ち總稱していひしが如きも、後には上のかご輿の類を稱するものとなりしなり、平家物語判官都落の段に十餘人の女房たちをば住吉浦に捨置たりければ、云々住吉の神官これを憐れみて、乗物どもをしたてゝ、皆京へぞ送りたる。とあるは、いかなる物にか、天正年間以來屢々この名稱をかける、畠山記、或は清正記、大友興廢記、見聞雜錄、慶長見聞記、大阪軍記以下の物に見ゆる、みなかごの類なる事論なし。またこの類を荷ひ輿擔ぎ輿ともいふ、又山乘物といふものも見ゆ、大阪軍記に、將軍御一騎にて、步行者廿人ばかり、ばらくに御供なり云々、暫有て本多佐渡守、山乘物にのり、かぶとばかり着し澁帷子着て、澁團扇にて、蠅を拂ひながら、罷通り候。是は御供と見えたり。とある、山中を通行すべきが爲、手軽く製造せしものにや、さらば今もいふ、山かごといふ物に近かるべし。猶輿の類あれども、要を摘むのみ。

以上輿といふべきものに屬する物の大略部類なり、此類の參攷書のくはしきものは、樂翁君の事とりてかゝしめられたる輿車圖考あり、又武家名目抄の輿馬部など、近年故實叢書に收めて尤も見安しこゝにいふも大かたそれらに據る。

唐車　車の中のうちにても、大なるものにて、その飾りもしたたかなり、飾抄にいふ太上天皮(張筵)、

皇、また攝政、及び關白を始め無上之人のるべきよし見ゆ。永治元年十月、大嘗會御禊に、乘唐車、供奉若宮、御行始、天治二八年五、若宮渡御二條殿、御車等遠江守宗章朝臣調獻唐御車、以青色糸付房、簾等皆青色也とあり。又、九條家注文に、唐御車、上簷(檳榔)廂并腰總(檳榔)立板外(綠色)同内(押綾畫唐畫綠錦袖外(綠色)物見、落入外御簾形内押綾繪綠錦)と見ゆ、此文中に落入とあるは、物見の板の下におとし入るなり、上る時は懸金あり、落入にあらぬには蟹甲あり、また檳榔とは蒲葵の葉なり。御簾(編糸紫七緒縁錦如檳榔御簾裏綾紫)こゝに如檳榔御簾とは、蘇芳にて染めたるなり、小簾四枚(蘇芳編糸同)四緒縁裏錦綾同、長各二尺、金物外、金開戸皆黃金物下張(白色紙散薄)、御座(京蓮緣織綱裏皆絹上廂、結紺　御下簾(蘇芳浮線綾以色々糸縫唐草小鳥、筒貫素尻金物)上に七緒、四緒などあるは、簾の縁の編糸七筋、或は四筋あるをいふ、また筒貫とは、帳などにもありて下すだれのきぬを縫ひつくるに眞に用る木なり。鞆(總或無之)綱(百妙常或打交唐綾在綱志部打ませとは、下濃又は匂に染めたる綾を三つ打にしたるなり、雨

此唐車の實物、いま帝室博物館歴史部に、かの御鳳輦御腰輿などともに、宮内省の

御出品として陳列せられたれば、其くはしきさまは、實物に就て心得らるべし。

糸毛車、延喜蟬正式に云、凡内親王三位已上内命婦、及更衣已上、並聽乘絲葛有庇之車、并着緋牛轍。と見え、西宮記にも、絲毛式部卿依一分召、參着乘庇糸毛車、また天暦四年十月廿一日、皇太子入桂芳坊、甲略太子與母御乘牛車、毛車 糸有職抄云、糸毛此車ニハ、院、后宮、東宮内親王、女御代、攝政、關白之ヲ用フ、又式部卿一分召ニヨリテ省ニ向フ時、庇差ノ糸毛ノ車ニ乗ルト云フ、久壽元年十月四日、東宮烏羽ノ南殿ヨリ、同夕田中殿ニ行啓、先例禪閣ニアル貞信公ノ青糸毛ヲ召ス、今度院ニ青糸毛ヲ用ヒラルト云々、件車、故待賢門院中宮トシテ、常ニ出入ノ時、白川院ウツシ造ラル、由古記ニ見エタリ、土御門大納言曰、貞信公ノ青糸毛、執柄家ノ秘藏ノ間、白川院造リ給フカト云々、貞信公ノ青糸毛車輿、寸法如例檜柳、轅輪、同前以上金銅ノ金物アリ、前後庇、青キ總アリ上蓋、青キ糸網附綱糸毛ノ上ニ、金銅ノ簾文ヲ付ル、其間ニ唐草ノ文ヲ付ク、簾、面青シ、薄青ノ糸ヲ以テ、竹ニ巻キテ之ヲ編ム、練糸ナリ、孔雀ノ丸ノ文ヲ繡フ、線ハ薄青ノ倭錦、棟綵ノ平組、塙物ノ金物アリ、裏青平絹金物アリ、或記ニハ、崩木打ト記セリ、下簾、青末濃、有文ノ紗繡アリ、長一丈五尺、轍、平皮ヲ帖ム、其上朱ヌリ、杏葉十六、臥蝶十八、革崎

六、廻掛、同前杏葉五、臥蝶五、革崎、面懸、同前杏葉五、革崎六、楊鶴足金物、總角組四ノ角ニ之ヲ掛タル總アリ、面青地錦、緣四方ニ伏セ組アリ、唐和五年八月廿七日、東宮立太子ノ後、初テ行啓ニ、貞信公ノ青糸毛ノ車ヲ用ヒラル、知足院ノ關白、時ニ左大臣ニテ之ヲ進スト云々。

雨眉車、蛙抄云、雨眉車、或雨字作尼非也、網代庇車、同物云々、又古車圖ノ内ニ、有雨眉車、代庇有雨眉檜柳庇所證通、兩物之號歟可尋、と見えたり、また太政大臣用之攝政、依事用之ともあり。

雨眉とは、唐車のやかたの如きを云なり、雨まゆのあじろの車と、雨眉網代庇車とは、べくなり、雨眉、檜柳庇はもとより別なり、されど大にかはる事はあらず、網代のやかたを、檜柳毛もてふきたるのみなり。

有職抄云、雨眉網代庇車、或記ニ、執柄并太政大臣之ニ乗ル、他ノ大臣之ヲ用ヒズト云ヘリ、其様、屋形ノ上白キ網代、同色ノ文有リ、鞆繪庇ノ上白キ網代、文ナシ、四ノ角ニ打金物アリ、袖、同、ク白キ網代、漆繪ヲ以テ大鞆ヲカク、物見ノ下、例ノ網代、小鞆袖ノ内、立連子有リ、采ノ細キメンアリ、其下例ノ連子庇ニ、朱ノ垂木ヲ掛け、瑞ノ金物ナシ瑞ニ

黄土ヲヌル、廂ト物見トノ間ニ、内外ニ横連子アリ、朱ノ細メンアリ、角毎ニ打金物アリ、物見ノ板(外ニハ籠緑色、内ニハ遠山霞鶴ナドヲ書ク)立板(小葵ノ綾ヲ張テ、四季ノ書ヲカク、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、唐綾上緒革崎ヲ入レズ、下張(白色ノ紙箱アリ)籠(青組ノ糸五緒一ツ文、藍革ノ縁文小鞘、裏ノ縁ハ青キ唐綾、上緒革崎ヲ入レズ)上緒とは、すだれの縁に、小さきかはあり、それに穴あり、すだれ巻く時、其かはの穴に、ひぢかねかけてとむる也、革崎いれずとは、其革のさきに金もの無きをいふ、物見ノ籠(編糸、并ニ裏縁等前ノ如シ、青地錦ノ縁、小文二枚、別組掛緒二品アリ)疊、大文ノ高麗縁重筵、下籠(青末濃)鞞(緒總鞞)榻(黄金物)

檜榔庇車、蛙抄云、檜榔庇車、親王、執政、太政大臣用之、束帶時乗之、直衣始時、青籠同下籠乘之、用鞞鞞、○桃華蘋葉云、檜榔庇、太閤之時乗之、此車知足院長承頃而廻意巧令造給、眉ハ常眉ノ角ノ入タル也、凡家ハ、太政大臣之時、或用之、眉輕唐棟故、是ヲモ號尼眉云々、○有職抄云、檜榔庇、太上天皇、攝政、關白、大臣、親王等之ヲ用フ、嘉禎三年三月廿六日、近衛前關白兵仗之拜賀ニ、檜榔ノ庇車ニ乗ル、其體上檜榔庇同檜榔總アリ、袖ノ上ノ連子、唐花ヲ畫ク、物見ニ半蔀アリ、蘇芳籠同下籠將軍家ニ、永亨九年十月廿一日、行幸

ノ日ニ依テ、普廣院將軍ノ時、左大臣ニテ行幸以前ニ、先ツ參内之時、檜榔毛ノ庇車ヲ用ヒラル、天承元年十一月九日、知足院攝政、兵仗ヲ賜フ後、初テ參内ニ、檜榔ノ庇ヲ用フ、青キ籠、同青キ下籠ノヨシ見エタリ、治承四年二月十一日、故攝政ノ二郎若宮元服ニ、月輪右大臣ニテ檜榔毛ノ庇車ニ乗テ、彼亭ニ向ハル、文治三年二月朔日、月輪攝政内府ヲ相伴テ院參攝政庇ノ車、内府半蔀ノ車ニ乗ル。

諸家ニハ、納言ノ大將、關白ノ許シヲ受ケテ、庇ノ車ニ乗ルコト、保延六年十二月九日、久我右大臣、大將ノ直衣始ニ、法性寺關白ノ許ニヨリテ、始テ半蔀ノ車ニ乗ルヨシ見エタリ、貞和四年十一月十日、中園相國ノ拜賀ニ、檜榔毛ノ車ヲ用フ。

網代廂車、蛙抄云、親王、攝政、大臣、各用之、又上皇内々時用之歟、○有職抄云、院、皇太子、攝關、大臣、親王之ヲ用フ、又半蔀ナド、云フ車アリ、網代ノ庇ノ類ナリ、院御乗用例、大治二年三月十九日、白川新造ノ御堂供養、兩院御幸庇ノ車御同車ト云々、大治四年正月廿九日、兩院加茂社ニ御幸、庇車御同車云々、仁安元年十月、憲仁親王立太子ノ日、上皇御幸、庇車ニ乗御、女院嘉禎二年四月十七日、應司院准后入内、庇ノ車ヲ用ヒラル、將軍家ニハ、康暦二年正月廿日、鹿苑院准后、大將ノ直衣始ニ、網代庇ノ車ヲ用ヒラル、嘉慶

三年正月二日、同准后參内始ニ、網代ノ車ヲ用ヒラル、永亨二年十一月九日、普廣院將軍、大將ノ直衣始、網代ノ庇ノ車ヲ用ヒラル。攝家ハ、治承三年三月三日、宇治ノ一切經會ニ、松殿關白ノ網代ヲ用フ、文治三年十一月廿三日、高倉院第二皇子着袴ニ、月輪攝政腰結ヒトシテ參内ノ時、庇ノ車ヲ用フ、嘉禎四年正月廿六日、圓明寺任大將ノ召仰ノ時、猪限太閤庇ノ車ヲ用フ。治承三年三月十五日、執柄ノ北政所、平野社ニ參詣、上白ノ網代ノ車ヲ用ヒシナリ。諸家ニハ、久壽二年四月五日、東北院十種供養ノ日、宇治左府庇ノ車、子息兼長師長半蔀ノ車ヲ用フ、治承三年三月三日、宇治一切經會ニ、花山院太政大臣上白ノ網代ニ駕ス、貞和五年正月廿九日、院御幸始、中園相國網代車ヲ用フルナリ。

此車は、前にいふ、兩眉のひさし車にかはる事甚た少しと心得べし。

半蔀車、九條家注文ニ云、納言大將半蔀車網代(棟ノ上物見ノ上下例網代也、文如恒、半蔀ノ上白網代無文、裏小格子如例、袖白網代以漆書文、或記云、半蔀ノ上例網代云々、女房乗用之時者、不懸物見、簾鉤物見板男乗用之時者、物見板下へ落入テ、懸小簾也、物見板外ニハ簾ヲ彩色、内ニハ畫遠山霞鶴等、下ニ落入ノ様ニ、構ノ内ニ、構懸金懸之立板、

(小葵綾ヲ張テ畫四季繪(左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬)赤地錦縁上下四角並其間有平金銅金物、外金物、並開戸金物等、黒赤銅散物、内金物並雨皮付、有栗形、簾懸半蔀、角等金物銅黃金物下張(白紙色有薄、簾青編糸五緒、一ハ藍草綠文、小鞆繪、裏ノ縁ハ奇唐綾裏縁ハ青唐綾、上緒不入草崎)物見簾(編糸並裏縁等、如先青錦縁小文、一方ニ二枚ニ別懸緒二筋組、疊京庭大文高麗縁、下簾(青末濃如例)、轍(畝緒總)、揭散物金物、黒赤銅網代並八葉之時、猶用此榻、當家如此)○有職抄云、半蔀車、院、攝政、親王、大臣、大將、之ヲ用フル也、但納言ノ大將ハ、差別アリ、其體、或記ニ、網代(棟ノ上物見ノ上下例ノ網代也、文鞆繪)半蔀ノ上白キ網代(文ナシ、裏ハ小格子、或記ニ、例ノ網代ト云々)、袖ハ白キ網代(漆ヲ以テ文ヲ畫ク)、物見ノ板、立板、下張簾物見ノ簾疊、揭等、網代ノ庇ノ如シ、半蔀上ノ金物、並ニ雨皮付栗形アリ、簾懸半蔀等ノ金物銅黃、嘉禎四年三月十二日、光明峯寺關白記曰、今日左大將、初テ半蔀ノ車ニ乗ル件車左大臣以前ニヨリテ、外ノ金物ヲ打タス、家ノ流也、故入道殿余等如此、袖ノ白網代ノ上、漆ヲ以テ牡丹ヲ畫ク、代々家ノ例也、法性寺殿、或ハ袖椿ノ予ヲ用ヒ給フ、予故攝政右府等、此說ヲ用フト云々、將軍家乗用例元、暦元年十二月九日、鎌倉右大將頼朝、先日院ヨリ賜ハル、半蔀ノ車ニ駕シ院參ス、攝關、

安元二年三月五日、月輪殿關白御賀ノ後日、參内ニ右大臣ニテ半蔀ノ車ヲ用フ。治承三年十一月十三日、童女御覽ニ月輪右大臣ニテ、半蔀車ヲ用フ。○明月記云、寛喜元年、十一月廿五日、相國直衣始、半蔀車鞆綸(小八葉之種)五ヲ袖ニ如五目被置、切物見車也、棟如唐棟。

これはじとみの異制なり。

檜榔毛車、西宮記云、檜榔毛、太上皇以下、四位已上通用、非參議不立榻(近時無乘用之人)又云、上皇乘御車、(檜榔前朱雀院初出大内之時、乘金飾檜榔)○蛙抄云、檜榔車(毛車是也)親王、大臣、納言、參議散二三位皆用之、(古者僧綱乘之)女房又乘之、賀茂祭女使並入内出車等、納言、參議皆獻之、車副、牛童兩皮持等如例、親王以下、束帶直衣共乘之、○有職抄云、毛車、太上天皇以下、四位以上通用、非參議ハ榻ヲ立テザル由、西宮抄ニ見エタリ、但太上天皇四位以上之ヲ川フトイヘバ、庇、半蔀、物見簾以下ニ付テ、各差別アルコ也、檜榔ナキ時ハ、管ヲ用フル說アリ、其様、籠蘇芳(綠浮線綫)下簾、蘇芳末濃(緑)連着草鞆、疊(縹綱端)、櫻(大臣)黄金物、大將散物、納言以下黑漆ノ金物、但執柄家之納言散物、大臣黄金物、永治元年十月、御禊女御代、金作ノ檜榔、例ノ檜榔ニ金物ヲ用フルナリ、青籠紫ノ下簾、連

着之鞆、自餘常ノ如シ、文明八年將軍家新調車、當家ヨリ注進セシムル目錄、檜榔毛車、箱物見ナシ、鞆戸アリ、前後ニ高欄アリ、棟ノ表袖ノ表、左右各檜榔ヲ掛け(腰錠アリ)、簾、(濃蘇芳、紫ノ編糸、錦緣裏、綠紫ノ唐綾、七緒アリ)、大臣以下、大將以上ノ差別ナシ)、疊、(縹綱縁引掛筵アリ)、前後同ジ、鞆、平畝榻(親王、大臣、黄金物、納言、參議、黒金物、造繩(白布之ヲ打ツニ、長ク打チテ、二重ニトリテ、中央ニ付タル、別ノ緒ニテ、牛ノ鼻ニ之ヲ付ル)、將軍家ニハ、建久元年十二月二日、鎌倉右大夫將頼朝、直衣始參内ニ、檜榔毛車ヲ用ヒラル、建武元年十一月十九日、等持院將軍、參議拜賀ニ、檜榔毛車ヲ用ヒラル、文明十八年七月十九日、常徳院將軍、大將拜賀ニ、新調ノ榔檜毛ノ車ヲ用ヒラル、諸家ニハ康治二年九月八日、齋宮群行ノ日、勝定院將軍、大將拜賀ニ、檜榔毛ノ車ヲ用ヒラル、康暦三年正月七日、鹿苑院准后、一位ノ大將ニテ、節會參勤ノ時、此車ヲ用ヒラル、諸家ニハ康治二年九月八日、齋宮群行ノ日、宇治左府大納言ノ大將ニテ檜榔毛ノ車ニ乗ル、仁平三年閏十二月廿七日、中納言ノ中將兼長拜賀ニ、檜榔毛ノ車ヲ用フ、建保四年七月廿四日、京極黃門季御讀經ノ結願ニ毛車ヲ用ヒ、曆應四年正月朔日、中院大納言參内ニ毛車ヲ用フ。

文車、九條家注文ニ云、侍從、中少將時召之云々、○蛙抄云、殿上人、網代車(俗號之文車)、四

位五位、中將及侍從、外衛督、佐等用之。依年齡之老壯有差。老者白繪也、少者平文也、霜如八葉。但壯年人ハ、袖格子三重襟(如菱)、軒格子、常ノ體ニテ、三重襟(非菱也)。老年人ハ、併如八葉格子、網代(壯年人)、棟表並物見上下、袖表等例ノ網代也。老年人物見所ト、有大八葉。其外又如平文、物見板(壯年人ハ、外方紺青地一枚別扇各一本、有四季繪扇枚別ニ有日形爲見物之蟹甲(左右前後同也)、內方遠山霞、飛鶴等畫之)。老年人ハ、黑染以胡粉畫扇、(蠱扇打替)。以是老年之文車、號白畫車歟云々○有職抄云、四位五位ノ人用ルコナリ、其躰網代ニ色々繪文ヲ畫クト見エタリ、或圖ニ、網代屋形ノ上ハ、簾物ハ岩ニ松、袖ノ透文ハ桐ノ立枝、物見ノ戸ノ文ハ、ツブ桐地ハ紺青ヲヌル、簾五緒ハ、淺黃革總角ハ紅ノ糸ニテ之ヲ結ブ、此腰板ニハ、左右ニ春秋ノ心ヲ色々カク也ト云々。久安三年四月廿日台記云、中將兼長朝臣、正四位下ノ拜賀ナリ、中將車去年ハ常ノ網代ヲ用フ、今日始テ檜網代ヲ用フ、文同シ、同年十月廿六日、同記ニ師長昇殿ノ時網代ノ車、其文岩小鳥ト云々。文安元年十一月廿二日、大染金剛院記云、頭中將公網朝臣、貫首ノ拜ニ來、文車ヲ用フト云々。寶德三年六月廿六日、將軍初度ノ院參、供奉殿上人顯言朝臣、忠富朝臣、永繼朝臣、以上文車ニ乗ル、長祿二年正月十六日、公繼卿大納言并ニ前駕殿上人教國。

朝臣公胤朝臣、文車ニ乘ル。

網代車、九條家注文に云、網代車、任相國之後乘之。大概不違。尋常大臣車、但物見上有橫連子、網代自網代、以漆畫蝶、物見紺青地白蝶丸、蟹甲立物見内(押綾)如先、緣錦同、御簾五緒編總村濃、無革、前金物藍革、遠文三蝶、引手組四筋長如先、棟通如普通。

蟹甲とは、内の方に障子の引手の如きもの也。其金の尻をうしろにて留る、其うへに丸き金物を打つ也。かたち似たれば斯く名づく。引手組とは、物見の簾にかかる組織なり。如先とは此注文文車の次に、此車を出すによりて也。

下張(白色紙散白簿)御坐如先々御榻、金物塗籠網代袖牡丹蝶上并立板(大八葉已上染網代、御簾、編糸村濃藍革如常、裏如常、物見立板黒塗、金物如常、外金物大臣以下不打云々)、下張白色紙散白簿御坐如常、御榻金散物也云々○有職抄云、網代土御門大納言抄田、網代ニ庇ヲサシ、或ハ連子アリ、或ハ物見ニ簾ヲ掛ルハ、攝政、關白、大臣、大將之ニ乗ルト云々。今接スルニ、此外上自同前也。又網代ニ庇連子等ナキハ、納言以下用フベキ也。仁平元年二月十六日、隆長元服、網代ノ車ヲ用フ、網代ノ文石千鳥龜、物見ノ繪、千鳥龜、今度新造ノ由、父左府ノ記ニ見エタリ。攝關承安五年四月廿七日、今日良通侍

從拜賀ニ網代ノ車ヲ用フ、嘉禎四年四月十一日、一晉院關白元服ノ日參内ニ、網代ノ車ヲ用フ、諸家建保四年七月京極黃門季御讀經之日、網代ノ車ヲ用フ、曆應三年八月廿二日右府師尹ノ息元服ニ中院大納言通冬、彼亭ニ向フ、網代ノ車ニ乘ル、貞和六年正月朔日、院ノ御承ニ東宮大夫實夏、網代ノ事ヲ用ル也。

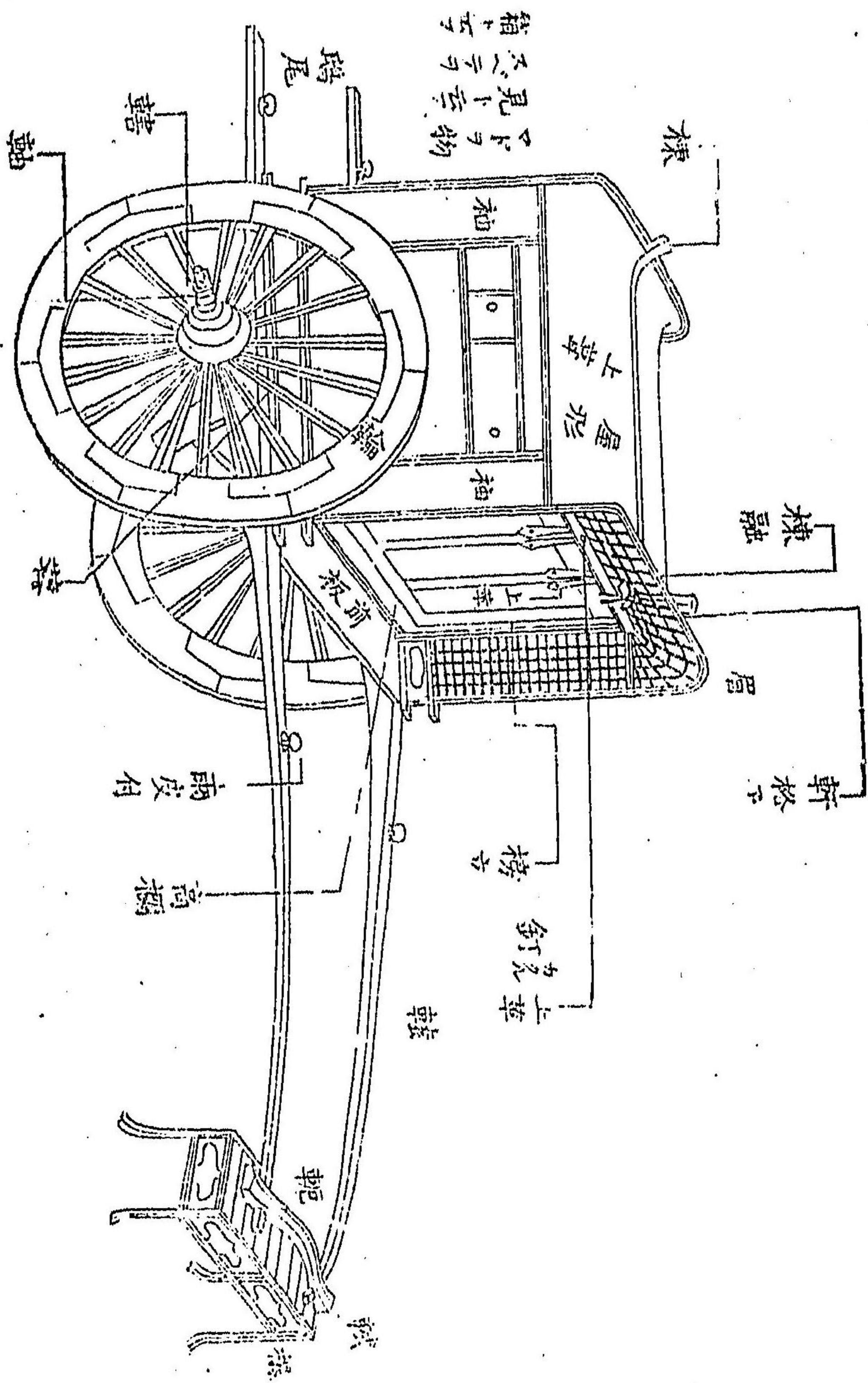
八葉車、傍抄云、八葉有大小、天八葉、五緒長物見、極位人大臣乗之、而近代多乗用不可然、賀茂祭日辨已下車、保元二四十二、御禮權右中辨惟方、五位藏人、左衛門權佐、車不切物見、仁安三四五十五、右少辨重方車小八葉、外記史無物見、保元四四十一、頭右中辨雅敷朝臣軍八葉物見如例、赤轍、黑牛云云、○有職抄云八葉、土御門大納言抄云、大八葉五緒長物見ハ、極位ノ人大臣之ニ乗ル、然ルニ近代多々乗用ス、不可然事也ト云々、或抄云院ノ御車ノ文、内ハ大八葉、袖ハ唐草上ハ白、是晴ノ時ノ御車也、又大八葉ノ長物見裏時ノ御車也云々、又賤官外記史等ノ輩モ、小八葉ヲ用ル也、但下輩ハ物見ヲ切ラザル也。院、建保四年四月十四日、賀茂祭院密々御物見、八葉車ニ乘御、貞永二年七月十七日、上皇、太政入道川東ノ水閣御幸、八葉ニ乘御、貞和二年十二月廿日、新院初テ八葉ニ乘御、攝家、正和三年閏三月九日、光明照院下院參ニ、大八葉ノ車ヲ用フ、同四年二月十四日、

東宮初テ蹴鞠ノ時、關白八葉ノ車ヲ用ヒシナリ、永享十年二月日後福照院吉田社ノ參詣ニ、八葉ノ車ヲ用フ、寶德四年三月四日、將軍家花頂花遊覽ノ時、大染金剛八葉ノ車ヲ用フ、長祿二年六月十一日、將軍家着陣ノ習禮ニ、大染金剛院八葉ノ車ヲ用フ、將軍家、建久元年十一月八日、鎗倉右大將賴朝上洛ノ後初テ參内ノ時、網代ノ大八葉ノ車ヲ用ヒラル、嘉禎四年二月廿三日、七條將軍上洛ノ後初テ參内ニ、八葉ノ車ヲ用ヒラル、嘉禎三年正月十三日、鹿苑院准后ノ時、一位大將ニテ、恒例參内始ニ、此車ヲ用ヒラル、永享三年十二月十一日、普廣院將軍、于時一位大將ニテ、新造ノ室町亭ニ移徒ノ時、此車ヲ用ヒラレシ也、文安六年三月十一日、普廣院將軍、新造ノ室移徒ニ八葉ノ車ヲ用ヒラル、諸家貞和二年十一月九日、風雅集竟宴ノ時、中園相國前左大臣ニテ、八葉ノ長物見ノ車ヲ用フ、物見ヲ開テ藍草ノ五緒ノ小簾ヲカクル、内方ニ掛ル也、同三年二月晦日、上皇天龍寺ニ臨幸ノ日、同相國八葉ノ車ヲ用ヒシ也、嘉吉三年四月廿六日、洞院右大將ノ拜賀ニ八葉ノ車ヲ用フ、寶德二年七月五日、將軍家直衣始參内ノ供奉ニ花山院中納言、八葉ヲ用フ但網代ニ非ズト云々、同時三條中納言侍從宰相等、八葉ノ車ヲ用フ。

三

女房の乗る車に出来ダシタとて、車の下すだれの下より、つまと袖とを出す事、そのをりの風流として、大に行はれしなり、其いだし方、雅亮装束抄に委しく見えたり、諸家乘及び増鏡の文永三年卯月の述華王院供養の條に、女院の御車に平准后も參り給ふ、人まだまひ三幅は綿いれたる五衣なり、五車のしりに仕ふまつられたる、上龍だつ人のにやあはせの五衣イツギの表着ハヤヒ袖口いださるとあるなどを見て心得べし。

又わらは裝束をも出す事あり、これも雅亮装束抄にまづ童むかひて二人乗たれば、(これは誠の童女の着たる装束を其まゝ出すにて、出し衣とは異なり)はしの方の片袴を、有ん限り引出し、其袴の上に、かさみの尻のすそを童の後ツシヨウより引出して、表を裏に中をりにして、袴のすそに、二寸ばかりなどたらさて、引下げて、又ならべてかさみの前一つを引出して、袴の上にならぶるなり、云々とある、大略は知らるべし。



車の名ところを次に舉くべし。○屋形車蓋、延喜式内匠寮式云、牛車一具、屋形長八尺、高三尺四寸、廣三尺二寸、同禪正式云、市人不得以白綾、夾纈等爲車屋形裏と見え、和名類聚抄云、車蓋轍附天戴禮云、車蓋俗車屋形、夜加太二十八轍、以象列星也、野王案、轍音老。蓋上椽也。○上葺、飾抄云、毛車條云、葺青系押金窠文、また桃華藥葉唐庇車條云、上葺、檣榔毛毛車ニ限リテ云フ、葺バナリ。○箱、辨興、和名類聚抄云、辨唐韻云、辨音駢車箱也、漢語抄云、車箱、車乃度古一名車輿、また大永庇車注文に、箱無物見有贊戶、○庇、延喜禪正式云、糸葺有庇車、飾抄云、納代有庇、車ノ前後物見上へ指出タル庇ヲ云フ、○半蔀、飾抄云、保延二三四、大殿奉日詣直衣冠、檣榔有半蔀庇、半蔀ハ、家ノ如ク物見ニ別ニ庇有ルヲ云フ。○眉大鏡云、某物覺えて、不思議なりし事は、三條院大嘗會御禊の出車、太皇太后より被奉事ありしや、大宮の一の車の口の眉に、香袋、かけられて空たきものたかれたりしかば、二條の大路のほど、煙り満ちたりし様こそ、目出たく今にさばかりのもの又なし云々、こは車の前後の屋形をいふ、棟とも云、兩眉は、唐弓を伏せたるよつ形櫛形のやうなるは常なり。○棟融園大曆云、貞和四年五月廿八日、禪正少弼公典朝臣車、棟融不付之、蛙抄文車條云、棟融是角總事也、壯年紅糸老年白糸、各前方棟木

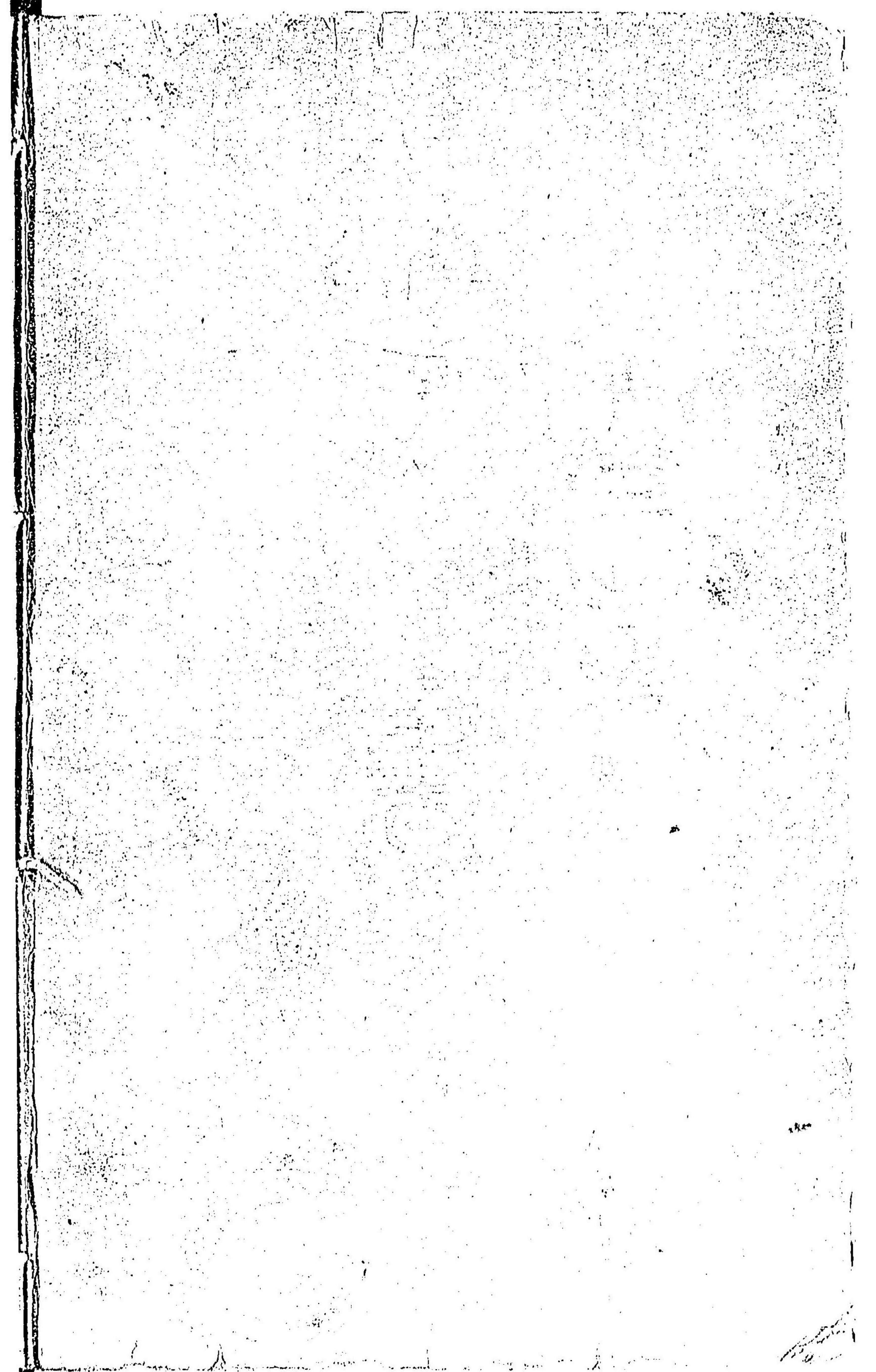
ノ下ニ附ク、融ハ通ノ義ナリ、車ノ前ノ中央ニアグマキヲ附ルヲ云フ。○棟、蛙抄、檣榔車條云、棟表袖表、左右各覆檣榔、中内方及左右、各有格子、屋ノ棟ノ事、屋形ノ上ニ前後ヘトホリシ木也。○袖、飾抄云、近衛使少將顯家朝臣、車前袖云々、後袖云々、蛙抄、袖表云々、同裏云々、車ノ口左右ニアル者也、袖ノ表、又前袖後袖ナドモ見ユ。○軒格子、袖格子、蛙抄、文車條云、壯年ハ袖格子三重櫛、如菱軒格子常ノ體ニテ、三重非菱也、軒格子、袖格子、車ノ内方、棟左右格子有リ。○物見板、飾抄、納代條云、物見懸籠、室町家車注文云、物見ノ落シ入、外ニハ籠ノ方ヲ置ク、蛙抄、納代車條云、物見上、細所無文、中下立板、内方黑漆、左右に窓の如きを物見と云、落入とは、其窓の戸の如きものを下へ落し入る様に構へし也、物見の下を下立板と云、物見と軒の間を、細き所と記せり。○長物見、切物見、台記云、保延二年十月廿二日、着布衣參鳥羽、長物見車、門室有職抄云、大八葉切物見、此裏儀也、前ヨリ後ノ袖マデナルヲ、長物見トイフ、半ホドナルヲ切物見トイフ、○開戸、登盛開籠贊戸、毛車ニ云フ所ナリ。○転、和名類聚抄云、転、転附說文云、晉式、和名車乃度之岐美、車前也、四聲字苑云、転、之忍反、車後横木也、權記云、寛弘八年三月廿七日、以榻立転

前云々○傍建^{サツダム}、桺延^{ヤシタニ}、玉海云、養和元年十二月五日、凡上下方共市餘爲結附車於桺立也。承久記云、實朝細太刀ノ手形ニ入リタルヲ知ラセ給ハデ、打折ラセ給ヒヌ。車の前後の口の左右に立たる木にして、そのなかばのほど外手に屬ける所に、手形あるものをいふ。○前板^{マヘイダ}、踏板^{タハシ}、台記云、仁平元年八月十一日、稅駕暫安輒於榻上乘車籠諸卿皆來後立榻前板下、卷車籠云々車の口にある板なるからに、踏板ともいふ。○高欄^{タカラジ}、蛙抄云、桺榔車箱無物見、有開戶、前後有高欄、車によりて前板の内に高欄あり、高欄なき板もあり、前後の内にある木などをいふなり。○轍^{ナガエ}、和名類聚抄云、轍、唐韻云、輶張流反、車轍也、轍音圓、和名奈加江俗在前謂轍、在後謂之鷗尾、或云小轍、車轍也。○雨皮附^{マタタクヅ}、桃華藥葉廂車條云、金物、雨皮附散物也、轍に金物有りて、雨皮のつまの緒をゆひ留るなり、これに栗形といふあり。○輶^{ナガサ}木、和名類聚抄云、輶釋名、輶、音厄、久比岐所以扼牛頭也、玉海云、建久四年四月廿日、(加茂詣)於中立榻置頸木。○鷗尾^{トトロ}富尾、成通卿口傳云、轍のうちにや落つらんと覺えしかば、とみの尾の方より走りくぐり越えて、庭へ出してき。清少納言杭草紙云、わすれにし人の車のとびの尾に、半臂の緒引かけつゝかりにて居たりし、經俊卿云、寛元四年二月十六日次於門外、稅御牛差廻富尾、入門内寄中門妻戸、

○軸延喜内匠式云、牛車一具(中略)軸木一枚、和名類聚抄云、軸、說文云、軸直六反、和名與古加美持輪者也。明月記云、建暦三年七月十三日、内侍遲參之山、度々催適參入、新藏人車其軸廣不入門之間、忽以鉗切破門ほをたて之山、召使語之。○輪延喜内匠式云、牛車一具、(中略)輪料櫟廿八枚、和名類聚抄云、輪、(輪附)野王案、輪、音倫、和名、和、車脚所以轉進也、四聲字苑云、輪、文兩反、漢語抄云、於保和、一云輪牙、車輪郭曲木也。○幅延喜内匠式云、牛車一具、(中略)輶幅料櫟九十七枚、和名類聚抄云、輶、老子經云、古車有三十幅、(音福、和名夜)、以象月數也。○轂^{シヤウ}和名類聚抄云、轂、說文云、轂、古祿反、漢語抄云、車之古之岐、俗云簡、幅所添也。大鏡云、御車よりいそぎおりつゝ皆々參給ひし、大臣二人は、左右の御車のとうあさへて立たせ給へり。○轔^{シヤウ}和名類聚抄云、轔、野王案、轔、音剝、和名久佐比、軸端鍊也。○轔^{シヤウ}、床轔^{シヤウ}、廂轔^{シヤウ}、和名類聚抄云、轔、唐韻云、轔、音博、車下索也、釋名云、轔、今案和名度古之波利、在車下輿輿相連縛者也、車の輪を放すも、此とこしばりを解きて、輿と輪とを放すなり。明月記云、文暦二年十一月廿六日、兵部少輔經俊車欲融、少將雅繼車傍少將牛童押塞、懸寄車三條築垣車筒懸、經俊車輪責融間、轉轉剪車放輪落袖又破云々○釤延喜内匠式云、牛車一具(中略)和名類聚抄云、說文云、釤、古紅反、又古頭反、和名車乃加利毛、轂

口鍍也。○氈、和名類聚抄云、野王案、氈(諸延反、和名加毛)毛爲席也。○榻、蛙抄云、榻間事、黃金物ハ大臣必用之、何ノ車モ相通、但半蔀車、或散物、散物金爲ハ、納言大將用之、半蔀綱代、八葉皆同之、散金物ト云ハ、黑銅白文也、黑金物は、納言、大將毛車ノ時用之、(當家例也)其外大中納言已下、三位已上、相通用之、黑金物トハ、鐵ノナマシ金物也、殿上人以下一切不用之、其役人院中五位殿上人、三中抄說也、近代四位院司例存之歟。○簾、蛙抄云、軍簾間事、蘇芳簾唐車、糸毛車等用之、其簾竹ヲフシカネニ濃ク染メ、緋ノ糸ヲ以テ編メル也、赤地錦ノ緣ヲ押ス、七緒、表綠紫綾或白、綠七之中、左右ノ端ト中央兩所ト、付簾、其間三ヶ所不付、簾崎有金物青簾、綱代庇、雨眉、半蔀、八葉綱代車等用之、其簾例ノ翠簾ノ如ク青竹也、常ノ翠簾ハ、緋糸ニテ編メルヲ、此簾ハ、依車編絲相替ル、八葉ハ綠糸、綱代ハ村濃編糸小八葉組編緒也、藍草遠文ノ緣、裏緣白綾、天臣及大將ハ五緒、大中納言以下四緒、此外有上革ニ云々、大かたかくの如し。

有職故實 終



早稻田大學三十九年度

二年級科第二學年講義錄

有職故實

小杉 榎郵 述

62
404

310562-000-0

62-404

有職故實

小杉 榎郵 述